

四万十市住民監査請求に係る陳述等の取扱い基準

第1 総論

(目的)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の規定による住民監査請求（以下「請求」という。）があった場合の陳述等の実施に関し、必要な事項を定める。

第2 陳述

(陳述の機会の設定)

第2条 請求が提出され、法第242条第1項に規定する要件に合致する適法な請求と認められた場合、次に掲げる陳述の機会を付与する。

(1) 請求を行った者（以下「請求人」という。）に対して、同条第7項の規定による陳述

(2) 当該請求に関係のある市長その他の執行機関若しくは職員（以下「関係職員等」という。）に対して、請求に係る関係職員等としての意見の陳述

2 陳述の期日（以下「陳述日」という。）は、監査委員が指定するものとする。

3 陳述は、監査委員の半数以上の出席により行うものとする。

4 陳述は、監査委員の指示に従って行わなければならない。

5 陳述の時間は概ね30分以内とし、陳述を行う者（以下「陳述人」という。）が複数の場合は、合計で概ね1時間を超えないものとする。

6 監査委員は、陳述の記録の正確を期するため、録音機器により記録することができる。

7 陳述人は、書面（以下「陳述書」という。）により陳述することができる。この場合、陳述書は請求人全員が氏名を自署したものでなければならない。

8 前項の規定による陳述書は、陳述日までに提出しなければならない。

9 請求人は、陳述を行わないことができる。この場合、請求人全員が住所氏名を自署し、行わない旨の文書を提出しなければならない。

(陳述の目的及び範囲)

第3条 請求人の陳述は、請求書記載事項を補足することを目的とするものであり、その範囲内で行わなければならない。

2 関係職員等の陳述は、当該請求の内容に対する意見を主張することを目的とし、その範囲内で行わなければならない。

(陳述人の範囲)

第4条 陳述人は、次の各号に定めるところによる。

(1) 請求人の陳述にあつては、請求人又は請求人から委任を受けた者とする。

(2) 関係職員等の陳述にあつては、監査委員が認める者とする。

2 前項第1号の規定により委任を受けた者が陳述を行おうとする場合は、その委任を証する書類を監査委員に提出しなければならない。

3 監査委員は、請求人が複数の場合、請求人が選出した代表者に陳述を行わせることができる。

4 陳述人が複数の場合は、陳述日までに陳述を行う者の氏名を報告するとともに、陳述にあつては、本人確認のため氏名を告げてから陳述を行うものとする。

(陳述人の遵守事項)

第5条 陳述人は、静肅を旨とし、監査委員の指示に従うとともに次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 談笑、拍手、野次又は放歌その他陳述会場内の秩序を乱す行為をしてはならない。
- (2) 飲食又は喫煙をしてはならない。
- (3) 監査委員の承認を得た場合を除き、録音機器又は撮影機器を使用してはならない。
- (4) プラカード、のぼり、旗又は笛その他陳述会場に持ち込むことが不適当なものを持ち込み、若しくは腕章、はちまき、たすき又はヘルメット等を着用又は携帯してはならない。
- (5) 所定の場所以外に立ち入ってはならない。
- (6) その他監査委員が円滑な陳述の実施に必要と認めた事項

2 監査委員は、前項の規定に反する行為があったと認めるときは、必要な指示をするとともに、指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認められるときは退場させ、又は陳述を中止することができる。

(新たな証拠の提出)

第6条 請求人は、新たな証拠の提出を行うことができる。この場合、その期日は、陳述日までとする。ただし、やむを得ない事情があるときはこの限りではない。

第3 陳述の立会い

(立会いの主旨)

第7条 法第242条第8項の立会いに関する規定は、監査手続きの透明性を高める等監査委員が必要であると認めるときに請求人又は関係職員等に対して陳述に立ち会うことを認めることができるとするものであって、請求人又は関係職員等が請求する権利を認めるものと解してはならない。

(立会い)

第8条 監査委員は、必要があると認めるときは、請求人の行う陳述には関係職員等を、関係職員等の行う陳述には請求人又はその代理人を立ち合わせることができる。

2 請求人は、自己の陳述に関係職員等の立会いを望まない旨を主張することができる。

3 監査委員は、次の各号に掲げる場合には、第1項の立会いを認めないことができる。

- (1) 請求人が前項の規定により、関係職員等の立会いを望まない場合
- (2) 請求の内容が第三者の個人情報に関するものである場合
- (3) 関係機関における円滑な事務処理の推進等の観点から立会い認めることが不適当と認められる場合
- (4) 陳述の円滑な運営に支障になると認められる場合

4 監査委員は、請求人が多数で請求人全員が立ち会うことができないと認めるときは、立会いの人数を制限することができる。

5 監査委員は、前2項の規定に該当する場合には、速やかにその旨を請求人又は関係職員等に対し通知をするものとする。

6 立会いしようとする者(以下「立会人」という。)は、受付において住所、氏名等必要事項を立会人名簿に記入しなければならない。

7 監査請求は、立会人が陳述人に対して意見を述べることを認めることができる。

(立会いの制限)

第9条 監査委員は、次のいずれかに該当する場合は、立会いを制限することができる。

- (1) 酒気を帯びている場合
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している場合
- (3) プラカード、のぼり、旗又は笛その他陳述会場に持込むことが不相当と認められる物品を携帯している場合
- (4) 腕章、はちまき、たすき又はヘルメット等を着用又は携帯している場合
- (5) その他陳述の円滑な運用を妨げるおそれがあると認められる場合

(立会人の遵守事項)

第10条 立会人は、静粛を旨とし、監査委員又は監査事務局職員の指示に従うとともに次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 陳述人を畏怖させ、又は威嚇するような行為をしてはならない。
- (2) 陳述に対して野次又は拍手その他の方法により、賛否の表明をしてはならない。
- (3) 監査委員の承認を得た場合を除き、録音機器又は撮影機器を使用してはならない。
- (4) 談笑、拍手、野次又は放歌その他陳述会場内の秩序を乱す行為をしてはならない。
- (5) 所定の場所以外に立ち入ってはならない。
- (6) 飲食又は喫煙をしてはならない。
- (7) 陳述人又は傍聴する者（以下「傍聴人」という。）若しくは他の立会人と意見交換等をしてはならない。
- (8) その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となるような行為をしてはならない。

2 監査委員は、前項の規定に反する行為があったと認めるときは、静粛を求め、又は必要な措置を指示するとともに、指示に従わない場合には退場を命じることができる。

第4 傍聴

(陳述の公開)

第11条 監査委員は、陳述の傍聴を認めることができる。ただし、次の各号の一つに該当する場合には、傍聴を認めないことができる。

- (1) 請求人が傍聴されることを望まない場合
- (2) 第8条第3項の規定により、監査委員が立会いを認めないとした場合

2 傍聴人は、陳述の当日、先着順により受け付けるものとする。

3 傍聴人は、受付において住所、氏名等必要事項を傍聴人名簿に記入しなければならない。

(傍聴人の人数制限)

第12条 監査委員は、陳述会場の収容人員等の関係から傍聴人の人数を制限することができる。

この場合の人数は、会場の収容人数等を勘案のうえ、陳述人及び立会人の入場を優先する。

2 前項の場合において、会場の都合から傍聴人を入れる余地がない場合には、傍聴を認めないことができる。

(傍聴の制限)

第13条 監査委員は、次のいずれかに該当する場合は、傍聴を制限することができる。

- (1) 酒気を帯びている場合

- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している場合
- (3) プラカード、のぼり、旗又は笛その他陳述会場に持ち込むことが不適當を認められる物品を携帯している場合
- (4) 腕章、はちまき、たすき又はヘルメット等を着用又は携帯している場合
- (5) その他陳述の円滑な運用を妨げるおそれがあると認められる場合
(傍聴人の遵守事項)

第14条 傍聴人は、静肅を旨とし、監査委員又は監査事務局職員の指示に従うとともに次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 陳述人又は立会人を畏怖させ、又は威嚇するような行為をしてはならない。
- (2) 陳述に対して野次又は拍手その他の方法により、賛否の表明をしてはならない。
- (3) 監査委員の承認を得た場合を除き、録音機器又は撮影機器を使用してはならない。
- (4) 談笑、拍手、野次又は放歌その他陳述会場内の秩序を乱す行為をしてはならない。
- (5) 所定の場所以外に立ち入ってはならない。
- (6) 飲食又は喫煙をしてはならない。
- (7) 陳述人又は立会人若しくは他の傍聴人と意見交換等をしてはならない。
- (8) その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となるような行為をしてはならない。
- (9) その他監査委員が決定する行為

2 監査委員は、前項の規定に反する行為があったと認めるときは、静肅を求め、又は必要な措置を指示するとともに、指示に従わない場合には退場を命じることができる。

(報道対応)

第15条 監査委員は、原則として報道関係者に対し、陳述が開始される前の指定された時間内に限り、陳述会場において写真等の撮影をすることを認めることができる。

2 前項の規定に関わらず、陳述会場において陳述人又は立会人が撮影されることを望まない明確な意思表示をした場合その他監査委員が陳述を行ううえで支障があると認めるときは、監査委員は撮影を制限し、又は拒否することができる。

第5 補則

第16条 この基準に定めのない事項は、監査委員の合議により決定するものとする。

附則

この基準は、令和7年2月1日から施行する。